



令和元年7月2日 政策統括官付参事官付世帯統計室 室 長 中村 年宏 室長補佐 橋本 千春 (担当・内線) 世帯担当 国民生活基礎統計第一係 (7587) 所得担当 国民生活基礎統計第二係 (7588) (電 話 代 表 ) 03 (5253) 1111 (ダイヤルイン) 03 (3595) 2974

# 平成30年 国民生活基礎調査の概況

## 目 次

調査	の根	₹要	1頁
結果	の根	我要	
I	世帯	<b>う数と世帯人員の状況</b>	
	1	世帯構造及び世帯類型の状況	3
	2	65 歳以上の者のいる世帯の状況	4
	3	65 歳以上の者の状況	6
	4	児童のいる世帯の状況	7
I	各種	重世帯の所得等の状況	
	1	年次別の所得の状況	9
	2	所得の分布状況	10
	3	世帯主の年齢階級別の所得の状況	10
	4	所得の種類別の状況	11
	5	生活意識の状況	12
統計	表		13
用語	の訪	钟	17

平成 30 年国民生活基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 厚生労働省ホームページ(URL) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html

### 【利用上の注意】

(1)表章記号の規約

- (2) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る 1985(昭和 60)年以前の数値は「厚生行 政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による。
- (4) 1995(平成7)年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。
- (5) 2011(平成23)年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。
- (6) 2012(平成24)年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。
- (7) 2016(平成 28)年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施しておらず、 数値は熊本県分を除いたものとなっている。

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2018(平成30)年は中間年であるので、世帯の基本的事項及び所得について調査を実施した。

### 2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、2015(平成27)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯(約6万世帯)及び世帯員(約14万6千人)を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯(約9千世帯)及び世帯員(約2万1千人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

① 世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

② 所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、 住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

- 注:1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、 「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域を いう。
  - 2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの 国勢調査区を地理的に分割したものである。

### 3 調査の実施日

世帯票 ········ 2018(平成30)年6月7日(木) 所得票 ······· 2018(平成30)年7月12日(木)

### 4 調査の事項

世帯票 ……… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、 配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年

金の加入状況、就業状況等

所得票 ……… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

### 5 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により行った。ただし、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収を行った。

### 6 調査の系統

### 7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)において行った。 なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回 収 客 体 数	集 計 客 体 数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	59 875世帯	44 174世帯	44 135世帯
所 得 票	8 500世帯	6 401世帯	6 227世帯

<sup>※</sup> 国民生活基礎調査は、統計法に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための 統計調査である。

### 結 要

### Ι 世帯数と世帯人員の状況

### 世帯構造及び世帯類型の状況

2018(平成30)年6月7日現在における全国の世帯総数は5099万1千世帯となっている。 世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1485万1千世帯(全世帯の29.1%) で最も多く、次いで「単独世帯」が 1412 万 5 千世帯 (同 27.7%)、「夫婦のみの世帯」 が 1227 万世帯 (同 24.1%) となっている。

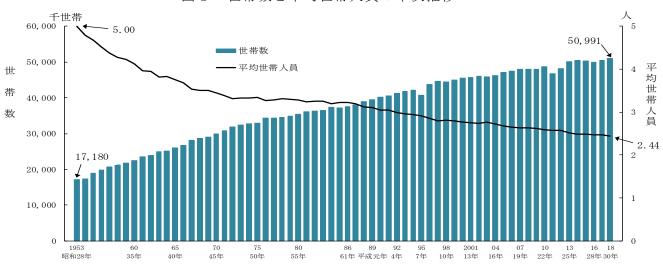
世帯類型をみると、「高齢者世帯」は 1406 万 3 千世帯 (全世帯の 27.6%) となってい る。(表1、図1)

				世帯	構造				世帯	類 型		
	総数	単独世帯	夫婦のみの 世帯	夫 婦 とで 未婚の子 のみの世帯の	ひとり親と 未婚の子 ひみの世帯	三世代世帯	その他の 世 帯	高齢者世 帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世 帯	平 均世帯人員
1986 (昭和61)年 '89 (平成元) '92 ( 4) '95 ( 7) '98 ( 10) 2001 ( 13) '04 ( 16) '07 ( 19) '10 ( 22) '13 ( 25) '16 ( 28)	37 544 39 417 41 210 40 770 44 496 45 664 46 323 48 023 48 638 50 112 49 945	6 826 7 866 8 974 9 213 10 627 11 017 10 817 11 983 12 386 13 285 13 434	5 401 6 322 7 071 7 488 8 781 9 403 10 161 10 636 10 994 11 644 11 850	推 15 525 15 478 15 247 14 398 14 951 14 872 15 125 15 015 14 922 14 899 14 744	計 1 908 1 985 1 998 2 112 2 364 2 618 2 774 3 006 3 180 3 621 3 640	数 5 757 5 599 5 390 5 082 5 125 4 844 4 512 4 045 3 835 3 329 2 947	2 127 2 166 2 529 2 478 2 648 2 909 2 934 3 337 3 320 3 334 3 330	千世帯) 2 362 3 057 3 688 4 390 5 614 6 654 7 874 9 009 10 207 11 614 13 271	600 554 480 483 502 587 627 717 708 821 712	115 100 86 84 78 80 90 100 77 91	34 468 35 707 36 957 35 812 38 302 38 343 37 732 38 197 37 646 37 586 35 871	(人) 3. 22 3. 10 2. 99 2. 91 2. 81 2. 75 2. 72 2. 63 2. 59 2. 51 2. 47
'17 ( 29) '18 ( 30)	50 425 50 991	13 613 14 125	12 096 12 270	14 891 14 851 構 成	3 645 3 683 割	2 910 2 720 合	3 270 3 342 (単信	13 223 14 063 立:%)	767 662	97 82	36 338 36 184	2. 47 2. 44
1986 (昭和61)年 '89 (平成元) '92 ( 4) '95 ( 7) '98 ( 10) 2001 ( 13) '04 ( 16) '07 ( 19)	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	18. 2 20. 0 21. 8 22. 6 23. 9 24. 1 23. 4 25. 0	14. 4 16. 0 17. 2 18. 4 19. 7 20. 6 21. 9 22. 1	41. 4 39. 3 37. 0 35. 3 33. 6 32. 6 32. 7 31. 3	5. 1 5. 0 4. 8 5. 2 5. 3 5. 7 6. 0 6. 3	15. 3 14. 2 13. 1 12. 5 11. 5 10. 6 9. 7 8. 4	5. 7 5. 5 6. 1 6. 1 6. 0 6. 4 6. 3 6. 9	6. 3 7. 8 8. 9 10. 8 12. 6 14. 6 17. 0 18. 8	1. 6 1. 4 1. 2 1. 2 1. 1 1. 3 1. 4 1. 5	0. 3 0. 2 0. 2 0. 2 0. 2 0. 2 0. 2	91. 8 90. 6 89. 7 87. 8 86. 1 84. 0 81. 5 79. 5	
'10 ( 22) '13 ( 25) '16 ( 28) '17 ( 29) '18 ( 30)	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	25. 5 26. 5 26. 9 27. 0 27. 7	22. 6 23. 2 23. 7 24. 0 24. 1	30. 7 29. 7 29. 5 29. 5 29. 1	6. 5 7. 2 7. 3 7. 2 7. 2	7. 9 6. 6 5. 9 5. 8 5. 3	6. 8 6. 7 6. 7 6. 5 6. 6	21. 0 23. 2 26. 6 26. 2 27. 6	1. 5 1. 6 1. 4 1. 5 1. 3	0. 2 0. 2 0. 2 0. 2 0. 2	77. 4 75. 0 71. 8 72. 1 71. 0	

表 1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。





- 注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
  - 17 1303(千) (イナの数値は、米津水を除いたものである。 20 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。 4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

### 65歳以上の者のいる世帯の状況

65歳以上の者のいる世帯は2492万7千世帯(全世帯の48.9%)となっている。

世帯構造をみると、「夫婦のみの世帯」が804万5千世帯(65歳以上の者のいる世帯の 32.3%) で最も多く、次いで「単独世帯」が 683 万世帯(同 27.4%)、「親と未婚の子の みの世帯」が 512 万 2 千世帯 (同 20.5%) となっている。 (表 2、図 2)

	65歳以上の 者のいる世帯	全世帯に 占める割合 (%)	単独世帯	夫婦のみの 世 帯	親 と 未 婚 の子のみの世帯	三世代世帯	そ の 他 の 世 帯	( 再 掲 ) 65歳以上の 者のみの世帯
1986 (昭和61)年 '89 (平成元) '92 ( 4) '95 ( 7) '98 ( 10) 2001 ( 13) '04 ( 16) '07 ( 19) '10 ( 22) '13 ( 25) '16 ( 28)	9 769 10 774 11 884 12 695 14 822 16 367 17 864 19 263 20 705 22 420 24 165	(26. 0) (27. 3) (28. 8) (31. 1) (33. 3) (35. 8) (38. 6) (40. 1) (42. 6) (44. 7) (48. 4)	推 1 281 1 592 1 865 2 199 2 724 3 179 3 730 4 326 5 018 5 730 6 559	計 数 1 782 2 257 2 706 3 075 3 956 4 545 5 252 5 732 6 190 6 974 7 526	(単位 1 086 1 260 1 439 1 636 2 025 2 563 2 931 3 418 3 836 4 442 5 007	: 千世帯) 4 375 4 385 4 348 4 232 4 401 4 179 3 919 3 528 3 348 2 953 2 668	1 245 1 280 1 527 1 553 1 715 1 902 2 031 2 260 2 313 2 321 2 405	2 339 3 035 3 666 4 370 5 597 6 636 7 855 8 986 10 188 11 594 13 252
'17 ( 29) '18 ( 30) 1986 (昭和61)年	23 787 24 927 100.0	(47. 2) (48. 9)	6 274 6 830 構 13.1	7 731 8 045 成 割 18.2	4 734 5 122 合 (注	2 621 2 493 単位:%) 44.8	2 427 2 437 12. 7	13 197 14 041 23. 9
, 89 (平成元) , 92 ( 4) , 95 ( 7) , 98 ( 10) 2001 ( 13) , 04 ( 16)	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	· · ·	14. 8 15. 7 17. 3 18. 4 19. 4 20. 9	20. 9 22. 8 24. 2 26. 7 27. 8 29. 4	11. 7 12. 1 12. 9 13. 7 15. 7 16. 4	40. 7 36. 6 33. 3 29. 7 25. 5 21. 9	11. 9 12. 8 12. 2 11. 6 11. 6	28. 2 30. 8 34. 4 37. 8 40. 5 44. 0
'07 ( 19) '10 ( 22) '13 ( 25) '16 ( 28) '17 ( 29) '18 ( 30)	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0		22. 5 24. 2 25. 6 27. 1 26. 4 27. 4	29. 8 29. 9 31. 1 31. 1 32. 5 32. 3	17. 7 18. 5 19. 8 20. 7 19. 9 20. 5	18. 3 16. 2 13. 2 11. 0 11. 0 10. 0	11. 7 11. 2 10. 4 10. 0 10. 2 9. 8	46. 6 49. 2 51. 7 54. 8 55. 5 56. 3

表 2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

#### 単独世帯 夫婦のみの世帯 親と未婚の子のみの世帯 三世代世帯 その他の世帯 1986(昭和61)年 44.8 12.7 13.1 11.1 '89(平成元) 14.840.7 11.992( 4) 15.7 12.1 36.6 12.8 '95( 7) 17.3 33.3 12.2 '98( 10) 18.4 13.7 29.7 11.6 2001( 19.4 13) 15.7 25.5 11.6 04( 16) 20.9 16.4 11.4 '07( 19) 22.5 18.3 17.7 $1\,1.\,\,7$ 10( 22) 24. 2 18.5 16.2 11.2 '13( 25) 19.8 10.4 16( 27.1 20.7 10.0 28) 11.0 17( 29) 26.4 19.9 '18( 30) 27.4 20.5 20 30 40 100%

65 歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

<sup>#</sup> 注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。 3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

<sup>2) 2016(</sup>平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が683 万世帯(高齢者世帯の48.6%)、「夫婦のみの世帯」が664万8千世帯(同47.3%)となっ ている(表3、図3)。

「単独世帯」をみると、男は32.6%、女は67.4%となっている。

性別に年齢構成をみると、男は「65~69歳」が33.8%、女は「75~79歳」が22.3%で 最も多くなっている。(図4)

表 3 高齢者世帯の世帯構造の年次推移

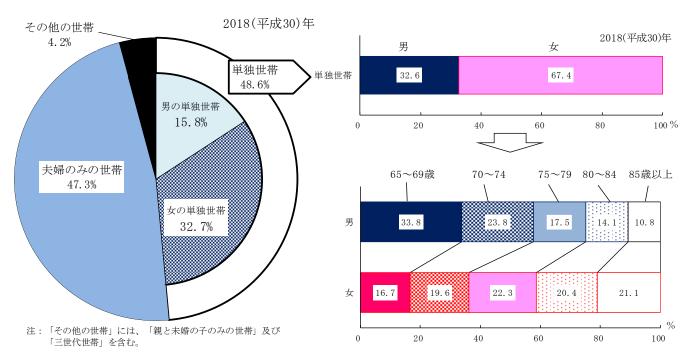
	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
	•		計	数 (単位:千	世帯)	
1986 (昭和61)年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
'89 (平成元)	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
92 (4)	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
'95 (7)	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
'98 ( 10)	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
2001 ( 13)	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
'04 ( 16)	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
'07 ( 19)	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
'10 ( 22)	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
'13 ( 25)	11 614	5 730	1 659	4 071	5 513	371
' 16 ( 28)	13 271	6 559	2 095	4 464	6 196	516
'17 ( 29)	13 223	6 274	2 046	4 228	6 435	514
'18 ( 30)	14 063	6 830	2 226	4 604	6 648	585
		構	成 割	合 (単位:%	,)	
1986 (昭和61)年	100.0	54. 2	10.4	43.8	42. 4	3.4
'89 (平成元)	100.0	52. 1	10.0	42.0	45.0	2.9
'92 ( 4)	100.0	50.6	9.4	41.1	46. 2	3. 2
'95 (7)	100.0	50. 1	10.2	39. 9	46. 7	3. 2
'98 ( 10)	100.0	48.5	9.9	38. 6	48. 3	3. 2
2001 ( 13)	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3. 3
'04 ( 16)	100.0	47.4	11.5	35. 9	49. 5	3. 1
'07 ( 19)	100.0	48.0	13.0	35.0	48. 7	3. 2
'10 ( 22)	100.0	49. 2	13. 9	35. 3	47.8	3. 1
' 13 ( 25)	100.0	49. 3	14. 3	35. 1	47. 5	3. 2
' 16 ( 28)	100. 0	49. 4	15.8	33. 6	46. 7	3. 9
' 17 ( 29)	100. 0	47. 4	15. 5	32. 0	48. 7	3. 9
'18 ( 30)	100. 0	48. 6	15.8	32. 7	47. 3	4. 2

- 注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

  - 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。 3)「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世代世帯」を含む。

### 図 3 高齢者世帯の世帯構造

図4 65歳以上の単独世帯の性・年齢構成



### 3 65歳以上の者の状況

65 歳以上の者は 3688 万 1 千人となっている。

家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が 65 歳以上) の者が 1469 万 2 千人 (65 歳以上の者の 39.8%) で最も多く、次いで「子と同居」の者が 1370 万 5 千人 (同 37.2%)、「単独世帯」の者が 683 万人 (同 18.5%) となっている。 (表 4)

	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	・と 同 居	子 夫 婦 と同 居	配偶者のいない 子 と 同 居	その他の非親族と同居同	
			推	計 数	(単位:千人)	)	-	
1986 (昭和61)年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
'89 (平成元)	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
'92 ( 4)	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
'95 (7)	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
'98 ( 10)	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
2001 ( 13)	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
'04 ( 16)	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
'07 ( 19)	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
'10 ( 22)	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
'13 ( 25)	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33
'16 ( 28)	35 315	6 559	13 721	13 570	4 034	9 536	1 420	44
'17 ( 29)	35 195	6 274	14 166	13 243	3 988	9 255	1 454	58
'18 ( 30)	36 881	6 830	14 692	13 705	3 848	9 856	1 597	57
			構	成割	合 (単位:	%)		
1986 (昭和61)年	100.0	10.1	22. 0	64. 3	46. 7	17.6	3. 2	0.3
'89 (平成元)	100.0	11.2	25. 5	60.0	42. 2	17.7	3. 1	0.2
'92 ( 4)	100.0	11.7	27.6	57. 1	38. 7	18.4	3. 4	0.3
'95 (7)	100.0	12.6	29. 4	54.3	35. 5	18.9	3. 5	0.2
'98 ( 10)	100.0	13. 2	32. 3	50.3	31. 2	19. 1	4.0	0.2
2001 ( 13)	100.0	13.8	33.8	48.4	27. 4	21.0	3.8	0.2
'04 ( 16)	100.0	14.7	36.0	45.5	23. 6	21.9	3. 6	0.2
'07 ( 19)	100.0	15. 7	36. 7	43.6	19. 6	24.0	3.8	0.2
'10 ( 22)	100.0	16. 9	37. 2	42. 2	17. 5	24.8	3.6	0.1
' 13 ( 25)	100.0	17. 7	38. 5	40.0	13. 9	26. 1	3. 7	0.1
' 16 ( 28)	100.0	18.6	38. 9	38. 4	11. 4	27.0	4.0	0.1
' 17 ( 29)	100.0	17.8	40.3	37. 6	11. 3	26. 3	4. 1	0.2
'18 ( 30)	100.0	18. 5	39. 8	37. 2	10. 4	26. 7	4. 3	0. 2

表 4 65 歳以上の者の家族形態の年次推移

27.4

24.6

22.8

5. 1

6.9

14.8

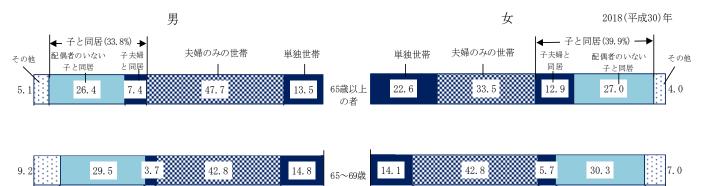
5.0

2.7

1.8

100 %

性・年齢階級別にみると、年齢が高くなるにしたがって男は「子夫婦と同居」の割合が高くなっており、女は「単独世帯」と「子夫婦と同居」の割合が高くなっている(図5)。



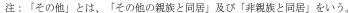
70~74

 $75 \sim 79$ 

19.0

25.7

図5 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態



\*\*\*\*\*

49. 5

54.0

46.8

41.7

36. 5

28.5

25.0

3. 7

2.3

2.7

100 %

7.1

10.5

13.0

11.8

注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

<sup>2) 2016(</sup>平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

### 4 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は 1126 万 7 千世帯で全世帯の 22.1%となっており、児童が「1人」い る世帯は511万7千世帯(全世帯の10.0%、児童のいる世帯の45.4%)、「2人」いる世 帯は 455 万1千世帯 (全世帯の 8.9%、児童のいる世帯の 40.4%) となっている。

世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が862万3千世帯(児童のいる世帯 の 76.5%) で最も多く、次いで「三世代世帯」が 153 万 7 千世帯(同 13.6%) となってい る。(表5、図6)

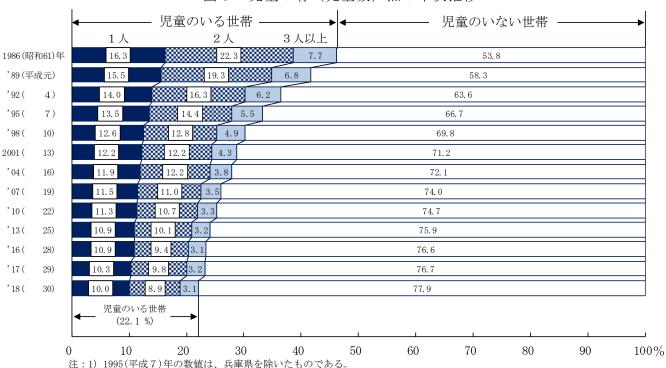
20	. 0 / 1 =	上 3人771	E 111 111	XE /337	1 = 1/2 (	Ø 111 3	×/// U	****	3/\ 1	D(1E-15	
			児	童	数		世	帯構	造		旧去のハフ
	児童のいる 世帯	全世帯に 占める割合 (%)	1人	2人	3 人 以上	核 家 族世 帯	夫 婦 とて 未婚の子ま のみの世帯の	トとり親と ら婚 の 子 ) みの世帯	三世代世帯	その他の 世 帯	児童のいる 世 帯 の 平均児童数
				推	計 数	(単位:千					(人)
1986 (昭和61)年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	1. 83
'89 (平成元)	16 426	(41. 7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1. 81
92 (4)	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
95 (7)	13 586	(33. 3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1. 78
98 (10)	13 453	(30, 2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
2001 ( 13)	13 156	(28. 8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
'04 ( 16)	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
'07 ( 19)	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
'10 ( 22)	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
'13 ( 25)	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
'16 ( 28)	11 666	(23.4)	5 436	4 702	1 527	9 386	8 576	810	1 717	564	1.69
' 17 ( 29)	11 734	(23.3)	5 202	4 937	1 594	9 698	8 814	885	1 665	371	1.71
'18 ( 30)	11 267	(22.1)	5 117	4 551	1 599	9 385	8 623	761	1 537	345	1.71
				構	成割	合 (単位	: %)				
1986 (昭和61)年	100.0		35. 2	48. 3	16.6	69.6	65. 4	4.2	27.0	3.4	
'89 (平成元)	100.0	•	37.2	46. 3	16.4	69. 5	65.4	4. 1	26. 9	3.6	
92 (4)	100.0	•	38.5	44.6	16.9	69. 1	65.3	3.8	27.2	3.7	
'95 (7)	100.0	•	40.4	43. 1	16.5	69.3	65. 1	4.3	26.9	3. 7	
'98 ( 10)	100.0	•	41.5	42. 2	16. 2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	
2001 ( 13)	100.0	•	42.4	42. 5	15. 1	71.2	66. 1	5. 1	24.7	4. 1	
'04 ( 16)	100.0	•	42.7	43. 9	13.5	74. 2	68. 5	5.7	22.5	3.3	
'07 ( 19)	100.0	•	44.4	42. 3	13.4	75. 9	69. 2	6.8	20.0	4. 1	
'10 ( 22)	100.0	•	44.7	42.0	13. 2	76. 9	70.3	6.6	18.8	4.2	
' 13 ( 25)	100.0	•	45.2	41.8	13. 1	79. 6	72.0	7. 5	16.3	4.2	
' 16 ( 28)	100.0	•	46.6	40.3	13. 1	80. 5	73. 5	6.9	14. 7	4.8	
' 17 ( 29)	100.0	•	44.3	42. 1	13.6	82.7	75. 1	7.5	14. 2	3. 2	

表 5 児童数別、世帯構造別児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

100.0

, 18 (

30)



児童の有(児童数)無の年次推移 図 6

83. 3

76. 5

13. 6

6.8

3. 1

14. 2

40. 4

45.4

2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。 3)「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

児童のいる世帯における末子の母の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は 72.2% であり、上昇傾向となっている(表 6)。

表6 末子の母の仕事の状況の年次推移

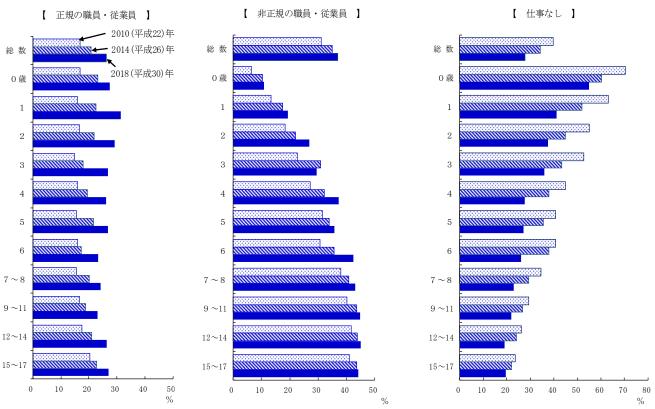
	総数	仕事あり	正 規 の 職 員 後 業 員	非正規の 職 員 ・ 従 業 員	その他	仕事なし
			推計数(単位	立:千世帯)		
2004 (平成16)年 '07 ( 19) '10 ( 22) '13 ( 25) '14 ( 26) '15 ( 27) '16 ( 28) '17 ( 29) '18 ( 30)	12 542 12 058 11 945 11 711 11 027 11 539 11 221 11 432 11 034	7 109 7 158 7 190 7 384 7 243 7 853 7 536 8 098 7 965	2 115 1 968 2 019 2 269 2 299 2 590 2 464 2 829 2 896	3 286 3 553 3 731 4 056 3 849 4 292 4 068 4 230 4 076	1 707 1 637 1 439 1 059 1 095 972 1 004 1 039 992	5 433 4 900 4 756 4 326 3 784 3 686 3 685 3 334 3 069
			構成割合(	単位:%)		
2004 (平成16)年 '07 ( 19) '10 ( 22) '13 ( 25) '14 ( 26) '15 ( 27) '16 ( 28) '17 ( 29) '18 ( 30)	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	56. 7 59. 4 60. 2 63. 1 65. 7 68. 1 67. 2 70. 8 72. 2	16. 9 16. 3 16. 9 19. 4 20. 9 22. 4 22. 0 24. 7 26. 3	26. 2 29. 5 31. 2 34. 6 34. 9 37. 2 36. 3 37. 0 36. 9	13. 6 13. 6 12. 1 9. 0 9. 9 8. 4 8. 9 9. 1 9. 0	43. 3 40. 6 39. 8 36. 9 34. 3 31. 9 32. 8 29. 2 27. 8

- 注:1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
  - 2)「末子の母のいない世帯」、母の「仕事の有無不詳」を含まない。
  - 3) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

母の仕事の状況について、末子の年齢階級別に年次推移をみると、「正規の職員・従業員」「非正規の職員・従業員」ともに上昇傾向となっている。

一方、「仕事なし」の割合は、すべての年齢階級で低下している。(図7)

図7 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移



注:「末子の母のいない世帯」、母の「仕事の有無不詳」を含まない総数に対する割合である。

### ${ m I\hspace{-.1em}I}$ 各種世帯の所得等の状況

「平成30年調査」の所得とは、2017(平成29)年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。 なお、生活意識については、2018(平成30)年7月12日現在の意識である。

### 1 年次別の所得の状況

2017(平成29)年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が551万6千円となってい る。また、「高齢者世帯」が334万9千円、「児童のいる世帯」が743万6千円となって いる。(表7、図8)

_													
			の種類 F増減率	2008 (平成20)年	2009 (21)年	2010 (22)年	2011 (23)年	2012 ( 24)年	2013 ( 25)年	2014 ( 26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 ( 29)年
	全	世	帯 (万円)	547.5	549.6	538. 0	548. 2	537. 2	528. 9	541. 9	545. 4	560. 2	551.6
L		対前年	増減率 (%)	△1.6	0.4	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	0.6	2. 7	△1.5
	高	齢者	世帯(万円)	297.0	307. 9	307.2	303.6	309. 1	300.5	297.3	308. 1	318.6	334. 9
L		対前年	増減率 (%)	△0.6	3. 7	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	3.6	3. 4	5. 1
	児童	置のいる	5世帯 (万円)	688. 5	697.3	658. 1	697. 0	673. 2	696. 3	712. 9	707.6	739.8	743. 6
		対前年	増減率 (%)	△0.4	1. 3	△5.6	5. 9	△3.4	3. 4	2.4	△0.7	4.6	0.5

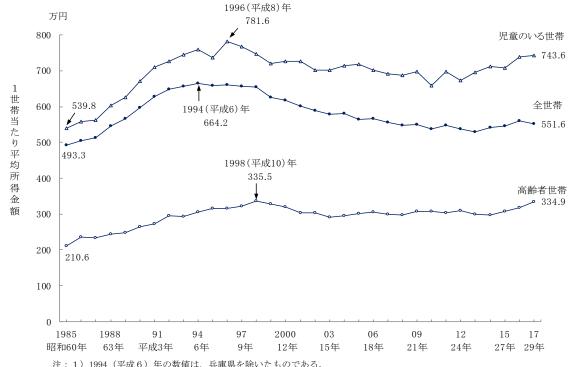
各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

注:1)2010 (平成22) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)2011 (平成23) 年の数値は、福島県を除いたものである。

3)2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



- 注:1)1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
  - 2) 2010 (平成22) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
  - 3) 2011 (平成23) 年の数値は、福島県を除いたものである。
  - 4) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

### 2 所得の分布状況

所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「100~200 万円未満」及び「200~300 万円未満」が13.7%、「300~400 万円未満」が13.6%と多くなっている。

中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値)は423万円であり、平均所得金額(551万6千円)以下の割合は62.4%となっている。(図9)

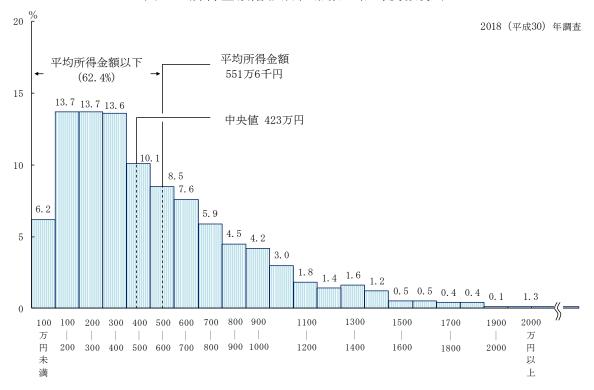


図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

### 3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「 $50\sim59$  歳」が 782 万 4 千円で最も高く、次いで「 $40\sim49$  歳」、「 $30\sim39$  歳」となっており、最も低いのは「29 歳以下」の 376 万 1 千円となっている。

世帯人員 1 人当たり平均所得金額をみると、「 $50\sim59$  歳」が 285 万 3 千円で最も高く、最も低いのは「 $30\sim39$  歳」の 179 万 6 千円となっている。(図 10)

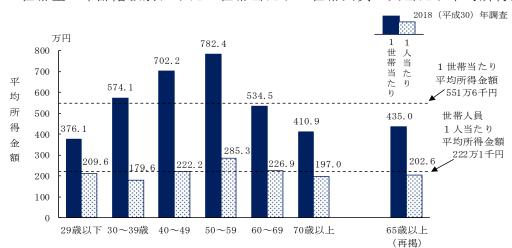


図 10 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり-世帯人員1人当たり平均所得金額

### 4 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が73.4%、「公的年金・恩給」が20.3%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が61.1%、「稼働所得」が25.4%となっている(表8)。

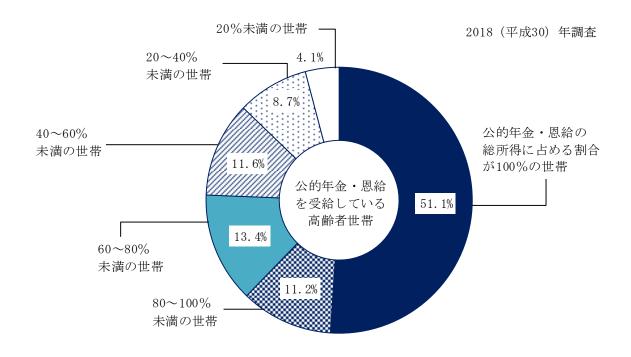
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額

2018 (平成30) 年調査

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金· 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給 付 金	(再掲) 児童手当等	仕 送 り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
			1 世帯	<b>き当たり平均所</b> 行	导金額(単位:	万円)		
全 世 帯	551.6	405.0	376.0	112.0	17. 3	6. 1	3. 1	11.2
高齢者世帯	334.9	85.1	63.2	204.5	26.7	2.6	0.0	16. 1
児童のいる世帯	743.6	682.6	648. 5	29. 4	9. 1	18. 5	14. 5	4.0
			1 世帯当た	こり平均所得金額	質の構成割合(単	単位:%)		
全 世 帯	100.0	73.4	68. 2	20.3	3. 1	1. 1	0.6	2.0
高齢者世帯	100.0	25. 4	18.9	61. 1	8.0	0.8	0.0	4.8
児童のいる世帯	100.0	91.8	87.2	4.0	1.2	2.5	2.0	0.5

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は51.1%となっている(図11)。

図 11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の 総所得に占める割合別世帯数の構成割合



### 5 生活意識の状況

生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」(「大変苦しい」と「やや苦しい」)が 57.7%となっている(図 12)。

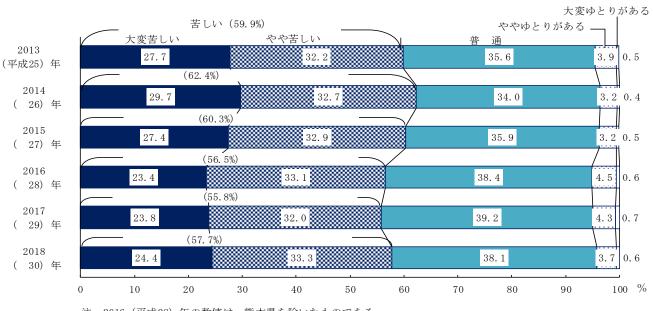


図 12 世帯の生活意識の年次推移

注:2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が55.1%、「児童のいる世帯」が62.1%となっている(図13)。

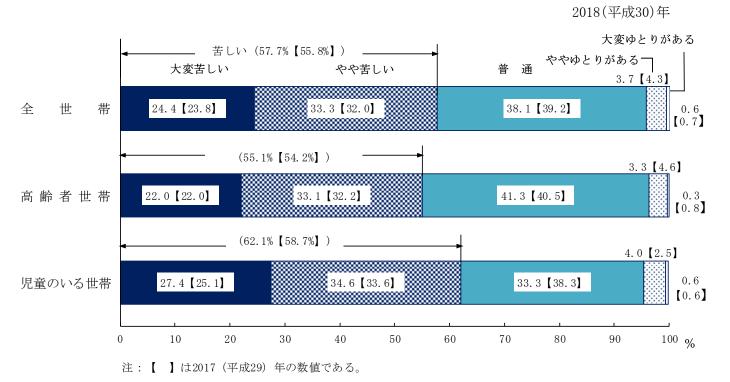


図 13 各種世帯の生活意識

# 統計表

- 第1表 各種世帯別にみた世帯の状況
- 第2表 各種世帯別にみた所得の状況
- 第3表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態
- 第4表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況
- 第5表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移
- 第6表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
- 第7表 各種世帯別にみた生活意識の年次推移

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

2018(平成30)年

					7010( /3/200/
	全世帯	高齢者世帯	母子世帯		65歳以上の者 のいる世帯
世帯数(千世帯)	50 991	14 063	662	11 267	24 927
全世帯に占める割合(%)	100.0	27. 6	1.3	22. 1	48.9
平均世帯人員(人)	2.44	1. 54	2.63	4.01	2. 27
平均有業人員(人)	1. 26	0. 37	1. 00	1.80	0.94
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)	74. 3	29. 1	88.5	98.0	54.8
平均家計支出額 (万円)	24. 3	19.8	18. 6	28. 9	23. 6

注:1)「平均有業人員」とは、世帯における仕事ありの平均世帯人員をいう。

## 第2表 各種世帯別にみた所得の状況

2018(平成30)年調査

				2010(	平成30) 平嗣宜
		全世帯	高齢者世帯		65歳以上の者 の いる 世 帯
1世書	背当たり平均所得金額(万円)	551.6	334.9	743.6	468.7
1世書	背当たり平均可処分所得金額(万円)	421.3	279.8	588.5	362.9
世帯	人員1人当たり平均所得金額(万円)	222.1	213.8	180.7	204.4
有業	人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)	321.3	215.4	367.6	242.8
	所得五分位階級	100.0	100.0	100.0	100.0
	第 I 五分位 (常 I 工 / ) (世代 ) 222 工円	20.0	36.5	6.4	25.1
構	(第 I 五分位値)200万円 第 II 五分位	20.0	31.6	9.2	25.1
成	(第Ⅱ五分位値)342万円 第Ⅲ五分位	20.0	19.5	18.7	20.6
1100	(第Ⅲ五分位值)523万円 第Ⅳ五分位	20.0	8.1	30.9	15.3
割	(第IV五分位値)813万円 第V五分位	20.0	4.2	34.7	13.8
	生活意識	100.0	100.0	100.0	100.0
合	大変苦しい	24.4	22.0	27.4	24.2
(	やや苦しい	33.3	33.1	34.6	33.6
%	普通	38.1	41.3	33.3	38.8
	ややゆとりがある	3.7	3.3	4.0	3.1
	大変ゆとりがある	0.6	0.3	0.6	0.3

<sup>2)「</sup>家計支出額」とは、2018(平成30)年5月中の家計上の支出金額(飲食費(外食費・し好品費を含む。)、住居費、 光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他諸雑費など)をいい、 税金、社会保険料は含まない。

第3表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態

(単位:千人) 2018(平成30)年

(十四・170)							=010(	1 192007 1
性 年齢階級	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの 世 帯	ナ と 回 店	子 夫 婦 と同 同 居	配偶者のいない 子 と 同 居	その他の非親族と同居同	親族と居
男 65~69歳 70~74 75~79 80歳以上	16 491 5 086 4 091 3 294 4 021	2 226 752 530 389 555	7 863 2 178 2 025 1 779 1 881	5 566 1 687 1 331 1 036 1 512	1 219 188 208 226 596	4 348 1 498 1 123 810 916	808 458 194 84 72	28 12 10 5
女 65~69歳 70~74 75~79 80歳以上	20 389 5 430 4 744 3 986 6 230	4 604 767 902 1 025 1 910	6 829 2 326 1 978 1 453 1 072	8 138 1 957 1 689 1 414 3 078	2 630 311 335 417 1 567	5 509 1 646 1 354 997 1 511	789 371 164 90 164	29 9 10 3 6

第4表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況

(単位:千世帯) 2018(平成30)年

(TE: 1 E-11)						010( /9/00/
末子の年齢階級	総数	仕事あり	正規の 職員・ 従業員	非正規の 職員・ 従業員	その他	仕事なし
総数	11 034	7 965	2 896	4 076	992	3 069
0歳	856	386	235	94	58	470
1	821	484	259	158	67	337
2	735	460	215	199	46	275
3	675	432	180	199	53	243
4	583	422	153	217	52	162
5	574	419	154	206	60	155
6	549	407	128	233	45	142
7~8	1 111	858	268	479	111	253
9~11	1 723	1 347	396	773	178	375
12~14	1 660	1 343	439	749	155	318
15~17	1 746	1 407	470	769	168	339

注:1)「末子の母のいない世帯」、母の「仕事の有無不詳」を含まない。

第5表 末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況の年次推移

(単位:%)

	正規	見の職員・従	業員	非正	規の職員・彷	羊業員	仕事なし		
	2010年 (平成22年)	2014年 (平成26年)	2018年 (平成30年)	2010年 (平成22年)	2014年 (平成26年)	2018年 (平成30年)	2010年 (平成22年)	2014年 (平成26年)	2018年 (平成30年)
総 数	16. 9	20. 9	26. 3	31. 2	34. 9	36. 9	39.8	34. 3	27.8
0歳	16.8	23. 1	27.4	6.4	10.3	10.9	70.5	60.3	54. 9
1	15. 9	22.6	31.5	13.3	17. 4	19.3	63. 1	52.0	41. 1
2	16.6	21.9	29. 2	18.3	22.0	27.0	55.0	45.0	37. 4
3	15.0	18.0	26.7	22.6	30.8	29. 5	52.6	43.3	36. 0
4	16. 1	19. 5	26. 1	27.3	32. 3	37. 2	44.8	37.8	27.7
5	15. 5	21.6	26.8	31.6	33.9	35.8	40.8	35. 5	27.0
6	15. 9	17. 2	23.4	30.6	35. 7	42.5	40.8	37.8	25. 9
$7 \sim 8$	15. 6	20. 1	24. 1	38.0	40.8	43. 1	34. 5	29. 3	22.8
9 ∼11	16.6	18.9	23.0	40.2	43.6	44. 9	29. 4	26.8	21.8
12 <b>~</b> 14	17. 5	21. 1	26.4	41.7	43.8	45. 1	26. 2	24. 1	19. 1
15~17	20.3	22.7	26. 9	41.0	43.7	44. 1	23.6	22. 0	19. 4

注:「末子の母のいない世帯」、母の「仕事の有無不詳」を含まない総数に対する割合である。

<sup>2)「</sup>その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

第6表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

2018(平成30)年調査

				2016 (十)次307 牛员					
	全 †	世帯	高 齢 者	省 世 帯	児童のい	ハる世帯	65歳以.	上の者の世 帯	
所得金額階級	累積度数分布	相対度数分布	累積度数分布	相対度数分布	累積度数分布	相対度数分布	累積度数分布	相対度数分布	
	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	
総数		100.0	•	100.0		100.0		100.0	
50 万円未満	0.9	0.9	1.5	1.5	-	_	1.0	1.0	
50~ 100	6. 2	5. 3	12. 2	10.8	1.2	1.2	8. 2	7. 1	
100~ 150	12.8	6.6	23. 4	11.2	4.0	2.8	16.0	7. 9	
150~ 200	19.8	7.0	36. 3	12.8	6. 4	2. 4	24. 9	8.9	
200~ 250	26. 5	6.6	47. 4	11.2	8.9	2.6	33. 1	8.2	
250~ 300	33. 5	7.0	59. 2	11.7	12.6	3.6	42. 2	9. 1	
300∼ 350	41.0	7.5	69. 4	10.2	16.0	3. 4	51.4	9. 2	
350∼ 400	47.0	6. 1	76. 5	7. 1	20.6	4.6	58. 2	6. 7	
400∼ 450	52.8	5.8	82. 3	5.9	25.0	4.4	64. 2	6.0	
450∼ 500	57. 2	4.4	86. 4	4. 1	29. 9	4.9	68. 7	4.5	
500∼ 600	65.6	8.5	90.8	4.4	42.2	12. 4	75. 6	6.9	
600∼ 700	73. 2	7.6	93. 9	3. 1	54. 1	11.8	81.8	6.2	
700∼ 800	79. 2	5. 9	95. 4	1.6	63.8	9.8	85. 7	3.8	
800∼ 900	83. 7	4. 5	96. 7	1.3	72.9	9.0	88.6	2.9	
900~1000	87. 9	4. 2	97. 5	0.8	79. 5	6. 7	91.3	2.7	
1000 万円以上	100.0	12. 1	100.0	2. 5	100.0	20. 5	100.0	8.7	
平均所得金額 (551万6千円) 以下の割合(%)		62. 4		88. 9		37. 4		72. 6	
中央値(万円)		423		260		663		341	

第7表 各種世帯別にみた生活意識の年次推移

(単位:%)

(手匠: /0)							
	苦しい	大変苦しい	やや苦しい	普通	ゆとりがある	ややゆとりが ある	大変ゆとりが ある
				全世帯			
2013 (平成25)年	59. 9	27.7	32. 2	35. 6	4.5	3.9	0.5
' 14 ( 26)	62. 4	29. 7	32.7	34.0	3.6	3.2	0.4
' 15 ( 27)	60. 3	27. 4	32. 9	35. 9	3. 7	3.2	0.5
' 16 ( 28)	56. 5	23. 4	33. 1	38. 4	5. 1	4.5	0.6
' 17 ( 29)	55.8	23.8	32.0	39. 2	5.0	4.3	0.7
'18 ( 30)	57. 7	24. 4	33. 3	38. 1	4. 3	3. 7	0.6
				高齢者世帯			
2013 (平成25)年	54. 3	23. 2	31. 1	41.0	4.6	4. 1	0.5
' 14 ( 26)	58.8	27. 1	31.7	38.0	3. 2	2.8	0.4
' 15 ( 27)	58. 0	26. 4	31. 6	39. 2	2.8	2.5	0.3
' 16 ( 28)	52. 0	20.9	31. 1	43.4	4.6	4.0	0.6
' 17 ( 29)	54. 2	22.0	32. 2	40.5	5.3	4.6	0.8
'18 ( 30)	55. 1	22. 0	33. 1	41. 3	3. 6	3. 3	0.3
	児童のいる世帯						
2013 (平成25)年	65. 9	31. 7	34. 3	30. 7	3.4	3. 1	0.3
'14 ( 26)	67. 4	32.4	35.0	28.8		3.6	0.2
' 15 ( 27)	63. 5	30.0	33.6	32. 4	4. 1	3. 7	0.4
'16 ( 28)	62. 0	26.8	35. 2	33. 7	4. 3	4.0	0.3
' 17 ( 29)	58. 7	25. 1	33. 6	38.3	3. 1	2.5	0.6
'18 ( 30)	62. 1	27. 4	34.6	33. 3	4. 6	4. 0	0.6

注:2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

## 用語の説明

- 1 **「世帯」**とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは 独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 「世帯主」とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。

- 4 **「世帯構造」**は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯

世帯員が1人だけの世帯をいう。

(2) 核家族世帯

ア 夫婦のみの世帯

世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。

イ 夫婦と未婚の子のみの世帯

夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯

父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

(3) 三世代世帯

世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。

(4) その他の世帯

上記(1)~(3)以外の世帯をいう。

- 5 **「世帯類型」**は、次の分類による。
  - (1) 高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(2)母子世帯

死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

(3) 父子世帯

死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の男(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

(4) その他の世帯

上記(1)~(3)以外の世帯をいう。

- 6 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 7 「家族形態」は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯

世帯に1人だけの場合をいう。

(2) 夫婦のみの世帯

配偶者のみと同居している場合をいう。

- (3) 子と同居
  - ア 子夫婦と同居
  - イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

(4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

(5) 非親族と同居

上記(1)~(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

- 8 「**仕事あり」**とは、2018(平成30)年5月中に所得を伴う仕事をもっていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。
  - (1) 雇用者であって、2018(平成30)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合(例えば、病気で休んでいる場合)
  - (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2018(平成30)年5月中に事業は経営されていた場合
  - (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合
  - (4) 職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中である場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①~⑩に分類される。

- ① 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)
- ② 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)
- ③ 1月以上1年未満の契約の雇用者
- ④ 日々又は1月未満の契約の雇用者
- ⑤ 会社・団体等の役員
- ⑥ 自営業主(雇人あり)
- ⑦ 自営業主(雇人なし)
- ⑧ 家族従業者
- 9 内職
- ⑩ その他
- 9 「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」は、次の勤め先での呼称の 分類による。
  - (1) 正規の職員・従業員とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
  - (2) 非正規の職員・従業員とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。
    - アパート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

工 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア~エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記8「仕事あり」を勤めか自営かの別①~⑩に分類 したもののうち、役員以外の雇用者である①~④について分類したものである。

- 10 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 11 「**所得五分位階級」**は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、 所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第V五分位階級とし、その境界値をそれ ぞれ第Ⅰ・第Ⅲ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値(五分位境界値)という。
- 12 **「所得の種類」**は、次の分類による。
  - (1) 稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

ア 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給(有価証券や食事の支給など)は時価で見積もった額に換算して含めた。

イ 事業所得

世帯員が事業(農耕・畜産事業を除く。)によって得た収入から仕入原価や必要経費(税金、社会保険料を除く。以下同じ。)を差し引いた金額をいう。

ウ 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

工 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

(2) 公的年金・恩給

世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額(2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額)をいう。

(3) 財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入(現物給付を含む。)から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額(源泉分離課税分を含む。)をいう。

(4) 年金以外の社会保障給付金

ア 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付をいう。

イ 児童手当等

世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。

ウ その他の社会保障給付金

世帯員が受けた上記(2)、(4)ア、イ以外の社会保障給付金(生活保護法による扶助など)をいう。ただし、現物給付は除く。

(5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得

ア 仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料(掛金)を納付(支払い)したことにより年金として支給された金額をいう。

## ウ その他の所得

上記(1)  $\sim$  (4)、(5) ア、イ以外のもの(一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・ 香典、各種祝い金等)をいう。

13 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識 を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分(「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「やや ゆとりがある」「大変ゆとりがある」)から選択回答したものである。

リサイクル適性 A この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。